



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

『増値税一般納税者納税指導期間管理弁法』発布に関する通知

国家稅務總局

國稅發[2010]40 号

2010 年 4 月 7 日發布 2010 年 3 月 20 日施行

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家稅務局：

増値税一般納税者の納税指導期間の管理を強化するため、『増値税一般納税者資格認定管理弁法』第十三条の規定にもとづき、稅務總局は『増値税一般納税者指導期間管理弁法』を制定した。ここに發布するので、遵守して執行されたい。

増値税一般納税者納税指導期間管理弁法

第一条 増値税一般納税者の指導期間管理を強化するため、『増値税一般納税者資格認定管理弁法』（以下、認定弁法と略称）第十三条の規定にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 納税指導期間管理を実行する増値税一般納税者（以下、指導期間納税者と略称）に本弁法を適用する。

第三条 認定弁法第十三条第一項でいう「小型商業貿易卸売企業」とは、登録資本金が 80 万人民元以下（80 万人民元を含む）、従業員数 10 人以下（10 人を含む）の卸売企業を指す。輸出貿易のみに従事し、増値税専用伝票の使用は不要な企業は除く。

卸売企業は国家統計局が公布する『国民经济業種分類』（GB/T4754-2002）中の卸売業に関する業種区分方法に照らして区分する。

第四条 認定弁法第十三条でいう「その他の一般納税者」とは、以下に挙げる状況の 1 つを備える一般納税者を指す。

- （一）増値税の脱税額が納税額の 10% 以上を占め、かつ脱税額が 10 万人民元以上の者
- （二）輸出税還付詐取した者
- （三）増値税控除証憑を虚偽発行した者
- （四）国家稅務總局が規定するその他の状況

第五条 新たに一般納税者に認定された小型商業貿易卸売企業の納税指導期間管理を実行する期限は 3 カ月とする。その他の一般納税者の納税指導期間を実行する期限は 6 カ月とする。

第六条 新規設立の小型商業貿易卸売企業に対し、主管稅務機關は、認定弁法第九条第（四）項で規定する『稅務事項通知書』内において、その納税指導期間管理の実行を納税者へ告知しなければならない。納税指導期間は、主管稅務機關が『稅務事項通知書』を作成したその月より執行する。その他の一般納税者に対しては、主管



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

税務機関は査察部門が『税務査察処理決定書』を作成した後から40業務日以内に、『税務事項通知書』を作成、送達し、その納税指導期間管理の実行を納税者へ告知しなければならず、納税指導期間は、主管税務機関が『税務事項通知書』を作成した翌月より執行する。

第七条 指導期間の納税者が取得した増値税専用伝票（以下、専用伝票と略称）の控除用ページ、税関の輸入増値税専用納税書および輸送費用決済証票は、クロスチェック照合を行い、誤りがなければ、はじめて仕入税額を控除することができる。

第八条 主管税務機関は、指導期間納税者に対して専用伝票の定量額販売を実行する。

（一）納税指導期間管理を実行する小型商業貿易卸売企業が購入する専用伝票の領収書発行最高限度額は10万人民元を超えてはならない。その他の一般納税者の専用伝票の領収書発行最高限度額は、企業の実際の経営状況にもとづいて改めて査定しなければならない。

（二）指導期間納税者の専用伝票の購入は、回数毎の定量コントロールを実行し、主管税務機関は、納税者の経営状況にもとづいて毎回の専用伝票の供給量を査定することができる。但し、毎回の専用伝票販売数量は25倍を超えてはならない。

指導期間納税者が購入した専用伝票が使用しきれていないのに再度購入する場合、主管税務機関が販売する専用伝票の部数は、査定した毎回購入する専用伝票の部数と使用しきれていない専用伝票の部数の差額を超えてはならない。

第九条 指導期間納税者が1カ月の内に複数回専用伝票を購入する場合、その月の2回目の専用伝票購入から、前回購入しかつ発行した専用伝票の販売額の3%にもとづいて増値税を前納しなければならない。増値税を前納しない場合、主管税務機関はその者に専用伝票を販売してはならない。

増値税を前納する際、納税者は購入かつ発行済みの専用伝票の記録用ページを提出しなければならず、主管税務機関はその提供された専用伝票の記録用ページにもとづいて、前納すべき増値税を計算する。

第十条 指導期間納税者が第九条の規定にもとづいて前納した増値税は、当期の増値税納税額の中から控除することができ、控除後の前納増値税になお残額がある場合は、次期に再度専用伝票を購入する際に、前納すべき増値税を控除することができる。

納税指導期間終了後、納税者の専用伝票の追加購入により生じた前納増値税に残額がある場合、主管税務機関は納税指導期間終了後の最初の1カ月以内に、納税者へ一括で返還しなければならない。

第十一条 指導期間納税者は、「未払税金」の科目の下に「未控除仕入税額」の明細科目を追加し、クロスチェック照合をまだ行っていない専用伝票の控除用ページ、税関の輸入増値税専用納税書および輸送費用決済証票（以下、増値税控除証憑と略称）に明記或いは計算される仕入税額を計算しなければならない。

指導期間納税者は、増値税控除証憑を取得した後、借方を「未払税金－未控除仕入税額」明細科目、貸方を関連科目とする。クロスチェック照合で誤りがなけ



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

れば、借方を「未払税金－未払増値税(仕入税額)」科目とし、貸方を「未払税金－未控除仕入税額」科目とする。事実確認を経て控除してはならない仕入税額は、赤字借方「未払税金－未払増値税」、赤字貸方は関連科目とする。

第十二条 主管税務機関はクロスチェック照合の結果を定期的に受け取り、『チェック結果エクスポートツール』を通じて、領収書の明細データおよび『チェック結果通知書』を引き出し、かつ指導期間納税者へ告知する。

指導期間納税者は、クロスチェック照合の結果に符合する増値税控除証憑の登記データにもとづいて仕入税額の控除を申告し、クロスチェック照合の結果を受け取っていない増値税控除証憑は、次期での控除に回す。

第十三条 指導期間納税者は、以下の要求どおりに『増値税納税申告表付記資料(表二)』を記入する。

- (一) 第2欄には、当月に取得した認証と一致し、かつ当月に受け取った『チェック照合結果通知書』およびその明細リストに明記されるチェックと一致する専用伝票、調査協力の結果において控除を許可される専用伝票の枚数、金額、税額を記入する。
- (二) 第3欄には、前期に取得した認証と一致し、かつ当月に受け取った『チェック照合結果通知書』およびその明細リストに明記されるチェックと一致する専用伝票、調査協力の結果において控除を許可される専用伝票の枚数、金額、税額を記入する。
- (三) 第5欄には、税務機関が告知する『チェック照合結果通知書』およびその明細リストに明記される当期チェックと一致する税関の輸入増値税専用納税書、調査協力の結果において控除を許可される税関の輸入増値税専用納税書の枚数、金額、税額を記入する。
- (四) 第7欄の「廃物廃品伝票」は、記入不要。
- (五) 第8欄には、税務機関が告知する『チェック照合結果通知書』およびその明細リスト明記される当期チェックと一致する輸送費用決済証票、調査協力の結果において控除が許可される輸送費用決済証票の枚数、金額、税額を記入する。
- (六) 第23欄には、認証は一致するが、チェック照合結果を受け取っていない増値税専用伝票の月初残余数を記入する。
- (七) 第24欄には、当月に認証が一致済みであるが、チェック照合結果を受け取っていない専用伝票データを記入する。
- (八) 第25欄には、認証が一致済みであるが、チェック照合結果を受け取っていない専用伝票の月末残余数を記入する。
- (九) 第28欄には、当月にチェック照合結果を受け取っていない税関の輸入増値税専用納税書を記入する。
- (十) 第30欄の「廃品廃物伝票」は記入不要。
- (十一) 第31欄には、当月にチェック照合結果を受け取っていない輸送費用決済証票データを記入する。

第十四条 主管税務機関は、指導期間納税者の納税申告を受理する際、以下の要求に



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

照らして「シングル・ウインドウ」での種類照合を行う。

- (一)『増値税納税申告表』付表二の第3欄の枚数、金額、税額が、当期のチェックシステム照合で一致する専用伝票控除用ページのデータと等しい或いは少ないかどうかを審査する。
- (二)『増値税納税申告表』付表二の第5欄の枚数、金額、税額が、当期のクロスチェック照合に一致し、調査協力後に控除が許可される税関の輸入増値税専用納税書の合計数と等しい或いは少ないかどうかを審査する。
- (三)『増値税納税申告表』付表二の第8欄の枚数、金額、税額が、当期のクロスチェック照合に一致し、調査協力後に控除が許可される輸送費用決済証票の合計数と等しい或いは少ないかどうかを審査する。
- (四)申告表のデータがチェック結果のデータより大きい場合は、現行の「シングル・ウインドウ」での書類照合の非正常状況にもとづいて処理する。

第十五条 納税指導期間内、主管税務機関が納税者に脱税、追徴課税逃れ、輸出税還付の詐取、納税拒否或いはその他の立件取締りが必要な税收违法行為があることを発見できない場合、期限満了の翌月からは納税指導管理を実行せず、主管税務機関は『税務事項通知書』を作成、送達し、納税者に告知しなければならない。主管税務機関が指導期間の納税者に脱税、追徴課税逃れ、輸出税還付の詐取、納税拒否或いはその他の立件取締りが必要な税收违法行為があることを発見した場合、期間期限満了の翌月からは、本規定に照らして改めて納税指導期間管理を実行し、主管税務機関は『税務事項通知書』を作成、送達し、納税者に告知しなければならない。

第十六条 本弁法は2010年3月20日より執行する。『国家税務総局の新規設立商業貿易企業増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知』(国税発明電[2004]37号)、『国家税務総局の指導期間一般納税者「先照合、後控除」施行の関連管理問題に関する通知』(国税発明電[2004]51号)、『国家税務総局の新規設立商業貿易企業増値税徴収管理強化の関連問題に関する補充通知』(国税発明電[2004]62号)、『国家税務総局の指導期間増値税一般納税者増値税専用伝票増値税前納の関連問題に関する通知』(国税函[2005]1097号)は、同時に廃止する。